

令和8年度 事業系食品ロス削減取組事例集 作成業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 事業系食品ロス削減取組事例集 作成業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年11月30日(月)まで

3 業務の目的

「かがわ食品ロス削減大賞」の受賞事例等の、食品製造業者や外食事業者、学校団体等による効果的な取組みや先進的な事例をまとめた事例集の作成により、事業者や県民に食品ロス削減の重要性が広く認知され、削減への機運が高まるとともに、事業者による積極的な取組みを促進することを目的とする。

4 業務内容・納期等

1) 事例集の内容等

- ・県内事業者および学校団体等が行う事業系食品ロス削減に資する取組み事例を分かりやすく伝え、取組みを広く普及させるための事例集とする。
- ・文章、図表、写真等を効果的に配置し、視覚的に内容が分かりやすいデザインとする。なお、プロポーザルにあたっては、2例程度の資料を提供する。
- ・香川県食品ロス削減推進キャラクター「たるる」のイラストを、その取扱要領に則って使用する。
- ・県の食品ロス発生量の推計や、県の取組み（食品ロス削減協力店制度、「てまえどり」、その他県が循環型社会推進計画で掲げる事項）を周知する「県の事業等の紹介ページ」を作成する。
- ・構成案（計44ページ想定）
 - 表紙・裏表紙（4P）
 - 目次・イントロダクション（2P）
 - 事例紹介（17事例×2P＝34P）
 - 県の事業等の紹介ページ（4P）

2) 印刷仕様等

- ①部数及び規格：3,000部、B5判（中綴じまたは無線綴じ）
- ②印刷：4色刷り（フルカラー）
- ③紙質：コート紙またはマットコート紙 110 kg 程度
- ④校正：校正2回

- ⑤本件業務には環境に配慮したインキ及び用紙を使用し、「カーボン・オフセット」印刷とすること。なお、その経費は委託金額に含むものとする。

3) 納品

①成果物

事業系食品ロス削減取組事例集(紙媒体): 3,000部(左開き)

- ・作成した事例集原稿及び事例集原稿に使用したイラスト素材等の電子データ(県 HP 掲載用の PDF 等): 電子メールで送信

②納入場所

香川県環境森林部循環型社会推進課

③納入期限

令和8年11月30日(月)まで

4) 参考資料等

企画提案書の作成に当たっては、下記のウェブサイト等を参考とすること。

【省庁】

- 農林水産省ウェブサイト 食品ロス・食品リサイクル

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/index.html

- 環境省ウェブサイト 食品ロスポータルサイト

<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>

- 消費者庁ウェブサイト 食品ロスについて知る・学ぶ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/education/

- 消費者庁 食品ロス削減ガイドブック

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/assets/consumer_education_cms201_202400826_0001.pdf

【香川県】

- 香川県ウェブサイト 食品ロス削減～たるるのおうち～

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/loss/s98528171005194745.html>

- 香川県ウェブサイト かがわ食品ロス削減大賞

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/loss/hyoushou/index.html>

- 香川県 香川県循環型社会推進計画

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/59939/junkankeikaku_r8_r12.pdf

- 香川県 キャラクター「たるる」デザイン | 使用取扱要領

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/loss/taruru/rule.html>

【他自治体の先行事例】

- 埼玉県

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/foodloss-sakugen-jirei.html>

○滋賀県

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5451823.pdf>

○愛知県

<https://www.aichipfsci.jp/WordPress/wp-content/uploads/2024/03/%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E7%B3%BB%E9%A3%9F%E5%93%81%E3%83%AD%E3%82%B9%E5%89%8A%E6%B8%9B%E5%8F%96%E7%B5%84%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E9%9B%86.pdf>

○大分県

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2181749.pdf>

5) その他

- 1) 原稿の作成において、他の印刷物などからイラスト等を利用する場合には、著作権法令などに係る権利者の権利を侵害するなどの問題が生じることのないように、受託者において必要な手続きをとること。なお、その経費は委託金額に含むものとする。
- 2) 原稿の作成においては、県と十分な打合せと校正を行い、県の確認・指示を受けて作成すること。
- 3) 企画提案について、必要に応じて修正等をお願いする場合がある。

5 権利の帰属等

- 1) 県は、この業務の成果を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。
- 2) この委託業務によって得られ、4に基づき提出された成果として確立された著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）については県に帰属する。
- 3) 受託者は、県及び県の指定する者に対し、本件成果物に関する著作権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- 4) 第三者に本件成果物の著作権が帰属する場合には、受託者は、その者との間であらかじめ、県及び県の指定する者に対し、著作権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 5) 3)及び4)の著作権の不行使については、県が必要と判断する限りにおいて、この業務に係る契約の満了又は契約解除等契約終了事由のいかんを問わず、この業務に係る契約終了後も継続するものとする。

6 個人情報の保護

受託者は、本業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例(平成 16 年香川県条例第 57 号)を遵守するほか、個人情報の取り扱いについては県の指示に従わなければならない。

7 特記事項

- 1) 本業務の実施にあたっては、県の求めに応じて綿密な協議を行うものとする。
- 2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、契約書によるほか、県と受託者による綿密な協議の上、誠実に本業務を行うものとする。

8 連絡先

香川県環境森林部循環型社会推進課 総務・資源循環推進グループ 檜原

電話：087-832-3223

Eメール：kr7144@pref.kagawa.lg.jp